

第2章

個人情報保護法① 総説

テーマ	重要度
第1 個人情報保護法の目的・理念	B
第2 個人情報	A
第3 個人識別符号	A
第4 要配慮個人情報	A
第5 本人	B
第6 仮名加工情報	A
第7 匿名加工情報	A
第8 個人関連情報	B
第9 行政機関・独立行政法人等	B
第10 その他	C

第1 個人情報保護法の目的・理念

1 目的（1条）

個人情報保護法は、その目的について、次のように規定している。

第1条

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 基本理念（3条）

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない（3条）。

B

CHECK

個人情報保護法の目的

1条が目的に掲げる「個人の権利利益」には、広く人格権、財産権が含まれ、いわゆるプライバシーも当然にこれに含まれます。

しかし、「プライバシー」という概念が必ずしも明確ではないため、この言葉を条文に用いていません。

CHECK

「デジタル社会」とは

旧法では「高度情報通信社会」という文言が用いられていましたが、改正後は「デジタル社会」という文言が用いられています。

「デジタル社会」の定義については、デジタル社会形成基本法2条に定められており、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法……に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（情報通信技術）を用いて電磁的記録……として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（情報通信技術を用いた情報の活用）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」とされています。

第2 個人情報（2条1項）

A

1 総説

「個人情報」とは、生存者の個人識別情報をいい、具体的には、①生存する（生存性）、②個人に関する情報であつて、③特定の個人を識別することができるもの（個人識別性）、という3つの要件をすべて満たすもののことをいう。

2 要件① 生存者に関する情報であること

「個人情報」に該当するには、まず生存者に関する情報でなければならない。したがって、個人であっても、死者に関する情報は個人情報に該当しない。

また、胎児に関する情報も、出生前の時点で生存性の要件を満たさないで個人情報に該当しないが、その後の出生時点以降は胎児時代の情報を含めて個人情報となりうる。

CHECK

「死者に関する情報」について

一見すると死者の情報であるかのようにみえても、生存する遺族等を本人とする個人情報になりえます（最判平31.3.18参照）。

3 要件② 個人に関する情報であること

「個人情報」に該当するには、次に個人に関する情報でなければならない。したがって、個人（自然人）に関するものに限られることになる。

法人その他の団体それ自体に関する情報（団体情報）も、個人情報に該当しない。例えば、会社の本店・支店の所在地情報や他社との取引内容等が、その具体例である。

しかし、ある情報の内容が団体に関する情報に該当する場合でも、団体の役員情報のように、その情報が同時に本項の要件を満たすときには、当該部分の情報は個人情報に該当しうる。例えば、団体に属する従業員の情報（雇用管理情報）が、その具体例である。

なお、本項は「個人」が国内居住者であるか、日本国籍の者であるかを要件としていない。したがって、国外居住者の情報、外国人の情報も含まれる。これらの個人情報は、日本国内で取り扱われる限りで、個人情報保護法の対象となる。ただし、域外適用規定（166条）に該当するときは、国外であっても適用される。

4 要件③ 特定の個人を識別することができること

(1) 「特定の個人を識別することができる」とは（個人識別性）

「個人情報」に該当するには、さらに特定の個人を識別することができる必要がある。

「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいう（個人識別性）。したがって、たとえ生存する個人に関する情報であっても、「昨年

CHECK

識別性の基準時

取得時に識別性を有しない情報であっても、新たな情報が付加され、または容易な照合が可能となる等により、識別性が具備されるに至った場合には、その時点から個人情報となります。

すなわち、識別の基準時は、当該情報の取扱時です。

度末時点における成人のA県民数」のような、識別性を欠く統計情報は個人情報ではない。ただし、識別性を有しない情報が、個人情報ではなく匿名加工情報として義務の対象となる場合がある（43条以下）。

(2) 識別の方法

2条1項各号によれば、個人識別性は、①記述等による識別性（1号）、②照合容易性による識別性（1号かつこ書）、③個人識別符号が含まれるもの（2号）のいずれかに該当すれば足りる。

ア ①記述等による識別性（1号）

記述等による識別性とは、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により特定の個人を識別しうるものをいう（2条1項1号）。例えば、名刺や履歴書である。

本号は「氏名、生年月日」を例示するが、「その他の記述等」も含まれる。「記述等」とは、文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。

イ ②照合容易性による識別性（1号かつこ書）

照合容易性による識別性とは、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」をいう（2条1項1号かつこ書）。

識別のための照合は、容易である必要がある（照合容易性）。これは、民間の場合には営業の自由への配慮から過度に広範な規制を避ける観点から個人識別情報の範囲を限定する趣旨であると説明されている。

「容易」とは、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合しうる状態をいう。したがって、「他の事業者へ特別な紹介をしたうえ当該他事業者が相当な調査をして初めて回答しうる場合」や、「照合のため特別なプログラムの導入・インストールを要する場合」等は、「容易」であるとはいえない。

ウ ③個人識別符号が含まれるもの（2号・2項）

「個人識別符号」とは、個人情報保護法2条2項1号または2号に該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう（2条2項柱書）。

CHECK

「電磁的記録」とは（2条1項1号）

「電磁的記録」とは、電磁的方式で作られる記録をいいます。

なお「電磁的方式」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。

CHECK

行政事務に用いられる個人情報について

行政事務に用いられる個人情報には、義務性、権力性、および秘匿性が高いものが多いので、行政機関における個人情報の取扱いについては、より厳格な取扱いが必要になります。この点で、民間部門の場合と異なっていること等の点を指摘することができます。

 Point 「個人情報」について

- ①生存者に関する情報であること
死者に関する情報は、それが同時に生存する個人に関する情報でもある場合を除き、「個人情報」にあたらない。
- ②個人に関する情報であること
企業の財務情報など法人等の団体自体に関する情報（役員、従業員等に関する情報を除く）は、「個人情報」にあたらない（自然人を対象とする）。
外国人の個人情報も含まれる。
- ③特定の個人を識別することができること
個人名が含まれていなくとも、特定の個人を識別できる情報であれば、個人情報に含まれる。
名前や住所などその者を特定できる情報は「個人情報」に該当する。
社員番号、学籍番号等は、それ自体で特定の個人が識別できない場合、「個人情報」にあたらない。それ自体で特定の個人が識別できない場合でも、別に管理する名簿等と容易に照合して特定の個人を識別できるものは、「個人情報」にあたる。